

防災・災害対策の充実強化と安全・安心なまちづくりに関する 提言

地震や集中豪雨等の大規模災害に即応できる防災・災害対策及び消防・救急体制の充実を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 防災体制の充実強化と災害対策の推進について

- (1) 災害時又は国民保護の有事の際に迅速、正確な情報提供を行い、地域住民が安全に避難できるようにするため、防災行政無線のデジタル化や衛星携帯電話の整備など情報伝達システムの整備に対する財政措置を拡充すること。
また、広域的な防災体制を強化すること。
- (2) 近年、地球温暖化の影響とされる気象変動による大規模な水害が多発していることから、被災者生活再建支援制度の支援対象の拡大や支給限度額の引上げを行うほか、総合治水対策の財政措置の拡充を図るとともに、災害の未然防止に向けた抜本的な対策を検討し、所要の財政措置を講じること。
また、激甚災害の指定基準を緩和すること。
- (3) 災害危険個所を住民に周知するため、ハザードマップの作成及び更新費用にかかる財政措置を拡充すること。
また、災害備蓄用品の購入について、財政措置を講じること。
- (4) 災害援護資金貸付金の償還について、借受人及び保証人がともに破産免責された場合を免除対象に加えるなど、実情に即した償還免除要件の拡大を図るとともに、償還期限の再延長を図るなど、必要な支援措置を講じること。
- (5) 土砂災害特別警戒区域について、固定資産評価基準の新たな補正制度を創設すること。
- (6) 自主防災組織の育成等に対する財政措置の充実を図ること。

2. 地震及び火山災害対策の充実強化について

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域及び東南海・南海地震防災対策推進地域に指定された地域について、地震防災対策強化地域に指定するとともに、具体的かつ充実した総合的な地震防災対策を早期に講じること。
また、既存の防潮堤等の耐震点検や計画的な補強整備を行うこと。
- (2) 平成 22 年度末までの適用期限となっている地震防災対策特別措置法における

地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等の措置を延長すること。

(3) 地震・津波観測システムの充実を図るとともに、G P S 波浪計と沿岸市町村等が独自に設置している潮位観測装置等による観測情報共有できる環境を整備するなど、津波防災対策を一層充実強化すること。

また、沿岸部での浸水状況を把握するための浸水予測システム等の早期整備を図ること。

(4) 火山災害対策として、関係機関における調査・研究の推進及び支援を行うとともに、火山ハザードマップの作成・公表を踏まえ、中央防災会議決定の「富士山火山広域防災対策基本方針」等による広域的かつ重点的な火山防災対策を推進すること。

また、東海地震と同様に、富士山噴火においても火山情報に応じた高速道路活用の防災体制を整備すること。

(5) 庁舎、公民館等、災害時に防災拠点となる公共・公用施設等の耐震診断や耐震改修に対して、財政措置を拡充すること。

(6) 民間施設、住宅家屋等の耐震診断や耐震改修を促進するため、財政措置を拡充すること。

3. 消防救急体制の充実強化について

(1) 消防救急無線のデジタル化のための財政措置を拡充すること。

(2) 消防の広域化及び非常備消防の機動力強化に対する財政措置を充実すること。

(3) 住宅用火災警報器の設置を普及促進し、住民の生命・身体の安全確保のため、国によるテレビ等のマスメディアを通じた定期的な啓発を積極的に行うとともに、設置に対する財政措置を講じること。

また、住宅用火災警報器設置による火災保険等保険割引制度は、普及率向上に資するため、関係業界への働きかけを行うこと。